

## 川崎市病院局規程第22号

川崎市病院局個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年11月28日

川崎市病院事業管理者 金井歳雄

川崎市病院局個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する規程  
川崎市個人情報の保護に関する法律施行規程（令和5年川崎市病院局規程第6  
号）の一部を次のように改正する。

第1号様式、第12号様式及び第19号様式中

「□健康保険被保険者証」

を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和7年12月2日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規程の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当  
分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。